

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

仙台市（飲食店への時短要請）

R3.5.6現在

NO	区分	質問	回答
1	対象施設	「飲食店」を時短要請の対象とした理由は。	<ul style="list-style-type: none"> ・本県への「まん延防止等重点措置」の適用が決まり、対策本部会議で、重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）として仙台市が指定されました。 ・措置区域では、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うこととされていることから対象施設としたものです。
2	対象施設	対象となる店舗（業種又は業態）は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の営業許可を取得して営業している店舗が時短要請の対象になります。 ・従来から20時～翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象となります。 ・従来から5時～20時の時間の範囲内で営業を行っている店舗は要請対象外です。
3	対象施設	従来から20時までの営業時間で酒類の提供も行っているが、酒類の提供を19時までとすれば要請に従っていることになるか（協力金の対象となるか。）	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から19時以降も酒類を提供していた店舗が19時で酒類の提供をやめれば対象となる可能性があります。（協力金の手続きにおいて、従来、19時以降も酒類を提供していたことに係る証拠書類が必要となります。）
4	対象施設	従来から20時までの営業時間で缶ビールや瓶ビールを提供しているが、19時までの提供とすれば要請に従っていることになるか（協力金の対象となるか）	<ul style="list-style-type: none"> ・「酒類の提供」は、酒類を器に注いで提供する場合などであり、缶ビールのままでの提供や瓶ビールとグラスを配膳するだけでは、物販（酒類の販売）であり「酒類の提供」にあたらないため、対象になりません。
5	対象施設	カラオケ店は、時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく営業許可を取得しているカラオケ店は時短営業要請の対象となります。
6	対象施設	ネットカフェは、時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく営業許可を取得しているネットカフェは時短営業要請の対象となります。 ・なお、飲食スペース以外の店内施設については、要請対象外です。
7	対象施設	ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含まれません。
8	対象施設	ホテルのレストランは営業時間短縮要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、20時から5時の間に営業していれば要請対象となります。
9	対象施設	テイクアウトや宅配サービスは対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトや宅配サービスは要請対象外です。
10	対象施設	20時を超えて営業していた要請対象の店舗が、20時から5時までの間、テイクアウトや宅配サービスのみで切り替えて営業してもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、20時以降、営業していた店舗が20時から業種形態を変えてテイクアウトや宅配サービスのみを行う場合は、20時から5時まで営業しても構いません。（20時までに要請対象となる店舗（飲食スペース）は閉めていることから協力金の対象になります。）

11	対象施設	百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は対象となるか。	・テナントとして入居している場合も、従来、20時から翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。
12	時間	20時までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことをいうのか。	・20時には閉店し、お客様がいない状態です。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。
13	時間	酒類の提供は19時ラストオーダーでもよいのか。	・ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が19時までとなります。19時までに提供した酒類を、20時までの間にお客様が飲食しているのは問題ありません。
14	時間	酒類を提供していた店が要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は20時以降も営業してよいのか。	・従来、酒類を提供していた飲食店が、終日酒類を提供しない場合でも20時で店を閉じていただくようお願いいたします。（20時以降も営業した場合、協力金の対象にはなりません。）
15	協力金	時短要請に協力した場合、協力金などは支給されるのか。協力金の詳細はどうか。	・支給要件を満たした場合には支給します。協力金は仙台市が支給事務を行います。現在、申請受付に向けて準備中です。協力金の詳しい内容は、今後、仙台市のホームページ等でお知らせすることとなりますので、お待ちいただければと思います。
16	その他	営業時間短縮の協力要請の根拠は何か。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6に基づくまん延防止等重点措置です。
17	その他	要請に従わない場合、罰則等はあるのか。	・要請に正当な理由が無く応じないときは、特措法に基づき要請に係る措置を講じるよう命じることができ、その旨を公表することができるとされております。また、命令に違反したときは、20万円以下の過料を科すことができるとされております。